

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の住所及び商号または名称（代表者名）

住 所	茨城県土浦市藤沢3495番地1
商号または名称	株式会社タナカ
法人番号	1050001010075
代表構成員	代表取締役 田中 司郎

2. 措置期間

令和4年3月25日～令和5年3月24日（12か月）

3. 事実概要

当該入札参加資格者は、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等において、26者間で受注予定者を決定するなど独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年3月3日付けで、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、二本松市建設工事等入札参加資格制限措置要領別表第2の2に該当するため。

【入札参加資格制限措置要領別表第2の2】

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上24か月以内

問 い 合 わ せ 先

福島県二本松市金色403番地1
 二本松市総務部財政課契約係
 (電話) 0243-55-5082 (直通)